

---

---

# 『養殖ウナギ適正養殖規範』チェックリスト

---

---

— 安全・安心な国産ウナギづくりをめざして —

平成 22 年 3 月

東京海洋大学 大学院

教授 舞 田 正 志

協力：養鰻業構造調整推進検討委員会  
(鰻供給安定化事業)



## ☆『養殖ウナギ適正養殖規範』の完全実施をめざして

安全・安心なウナギ作りのために欠かせない“ルール”を定めた『養殖ウナギ適正養殖規範』（以下、『適正養殖規範』という）にもとづいて、皆さんがどこまで正しい管理を実施されているか——この「チェックリスト」をつうじて、その点検と確認を行ってください。簡単にできます。

## ☆「チェックリスト」の使い方

「要求事項」の手順にしたがって、その要求事項をあなたの池で実施しているかどうか？ 「適」ないし「否」で判定してください。『適正養殖規範』では、安全な養殖ウナギ生産に必要な最小限の「要求事項」を取り上げております。「確認方法」一つ一つと照らし合わせながら、すべての「要求事項」が「適」となるよう努力してください。

## ☆「チェックリスト」による点検は定期的に

この「チェックリスト」はコピーするなどして保存。少なくとも1年に1回以上、「チェックリスト」にもとづいた点検と確認を行ってください。あなた自身でなく、第三者にチェックを依頼すると、さらに客観的な現状分析が可能になります。

## ※ 『養殖ウナギ適正養殖規範』について

安全なウナギ作りのルールを1. 水産用医薬品の使用 2. 配合飼料および飼料添加物の取り扱い 3. 養殖場の環境および水質に関する取り扱い 4. 出荷作業の4項目について定めてあります。この「チェックリスト」作成には必要となりますので、お手元になれば、所属組合、ないし「日本養鰻漁業協同組合連合会（日鰻連）」ないし「全国養鰻漁業協同組合連合会（全鰻連）」から取り寄せてください。

要 求 事 項	適合状況	確 認 方 法
1 水産用医薬品の使用に関する事項		
1-1 水産用医薬品の使用に関する記録は、『適正養殖規範』に定められた通りに作成されていること。	適 ・ 否	様式例1～3の記録を確認し、適切に作成されていれば適とする。様式例1がないときは、病気の診断用の検体を指導機関に送付していることを聞き取りで確認する。記録がないとき、聞き取り調査の結果、無投薬飼育であることが明らかかな場合は適とする。 否とした理由：
1-2 水産用医薬品の使用手順を記したものを作成し、水産用医薬品を使用する際にはその手順に従って投薬する。また、水産用医薬品の使用手順を記したものをいつでも取り出せる場所に保管しておく。	適 ・ 否	作成・保管していない場合は、作成・保管することを条件に適とする。一定期間後、再度作成・保管状況を確認する。 否とした理由：
1-3 承認された水産用医薬品が使用基準に従って使用されていること。	適 ・ 否	様式例3の内容を見て、使用基準が守られていることを確認する。換水率の基準が満たされていない場合は、使用禁止期間を基準の2倍以上設定するか、残留検査を実施しているかを確認し、これらが満たされていれば適とする。 否とした理由：
1-4 水産用医薬品の使用方法は『適正養殖規範』に従って行われていること。	適 ・ 否	聞き取りにより、使用方法が『適正養殖規範』に定められた方法に従って行われていることを確認する。 否とした理由：
1-5 使用した水産用医薬品の残留検査を実施していること。	適 ・ 否	残留検査の結果を保管しているか、残留検査の結果に異常はないかを確認する。 否とした理由：

2 配合飼料および飼料添加物の取り扱いに関する事項		
2-1 配合飼料、混合飼料、添加剤等の使用状況が飼育管理記録に記載されていること。	適・否	飼育管理記録の内容を見て、記載されていることを確認する。 否とした理由：
2-2 配合飼料、混合飼料、添加剤等の製造メーカーから品質保証書を取得していること。	適・否	品質保証書の保管状況を確認する。品質保証書がないとき、原産国が日本以外であるときには、残留検査等の実施を条件に適とする。 否とした理由：
2-3 配合飼料、混合飼料、添加剤等のロット番号が把握されていること。	適・否	ロット番号の把握方法を確認する。ロット番号が把握できていないときには、その理由を聞き取り、飼料に由来する有害物質の残留が起こった場合には、安全性が確認されるまで全ての出荷を自主的に停止することを条件に適とする。 否とした理由：
2-4 飼料類の特性に応じた適切な保管を行っていること。	適・否	養殖場に保管場所があるときには、飼料類にカビの発生はないか、包装の破れや汚れなどが目視で確認する。 否とした理由：

3 養殖場の環境および水質に関する取り扱いに関する事項		
3-1 養殖場の配置図を作成し、養魚用水に混入するおそれのある物質（農薬や重金属など）を把握していること。	適 ・ 否	養殖場の配置図を確認。養魚用水に混入するおそれのある物質の有無について聞き取りをする。 否とした理由：
3-2 養魚用水の水質を定期的に検査している。 ・ 深井戸（雨水の影響を受けない）場合：3年～5年に1回 ・ 浅井戸（雨水の影響を受ける）場合：1年～2年に1回 ・ 河川水を用いている場合：1年に1回	適 ・ 否	養魚用水の水質検査結果の有無、異常の有無を記録によって確認する。記録がない場合はその旨、下記に記載する。 否とした理由：
4 出荷作業・飼育履歴		
4-1 ロット管理が適切に行われる作業方法であること。	適 ・ 否	作業方法を聞き取り、異なる池で生産されたウナギが同時に出荷されることがない、魚籠に池番号が明記されている、魚籠に色の異なるテープなどで識別されていることなどが確認できれば適とする。 否とした理由：
4-2 飼育記録や投薬記録などは、稚魚の段階まで遡ることが可能であること。	適 ・ 否	実際の記録から、稚魚の池入れまで遡ることができるかどうかを確認する。途中で記録が途絶えたり、魚の移動が明らかでない場合は否とする。 否とした理由：

以上、相違ありません。

平成 年 月 日

点検者氏名 \_\_\_\_\_



—— 本チェックリストに関するお問い合わせ先 ——

**日本養鰻漁業協同組合連合会**

〒422-8062 静岡県静岡市駿河区稲川1丁目1-3

(アオイ静岡駅前ビル2階)

TEL(054)202-0218・FAX(054)202-0235

E-mail : [nichimanren@mail.wbs.ne.jp](mailto:nichimanren@mail.wbs.ne.jp)

**全国養鰻漁業協同組合連合会**

〒860-0057 熊本県熊本市八島町728-32 (ヨーマンビル)

TEL(096)311-7615・FAX(096)311-7616

E-mail: [zenmanren@seagreen.ocn.ne.jp](mailto:zenmanren@seagreen.ocn.ne.jp)